

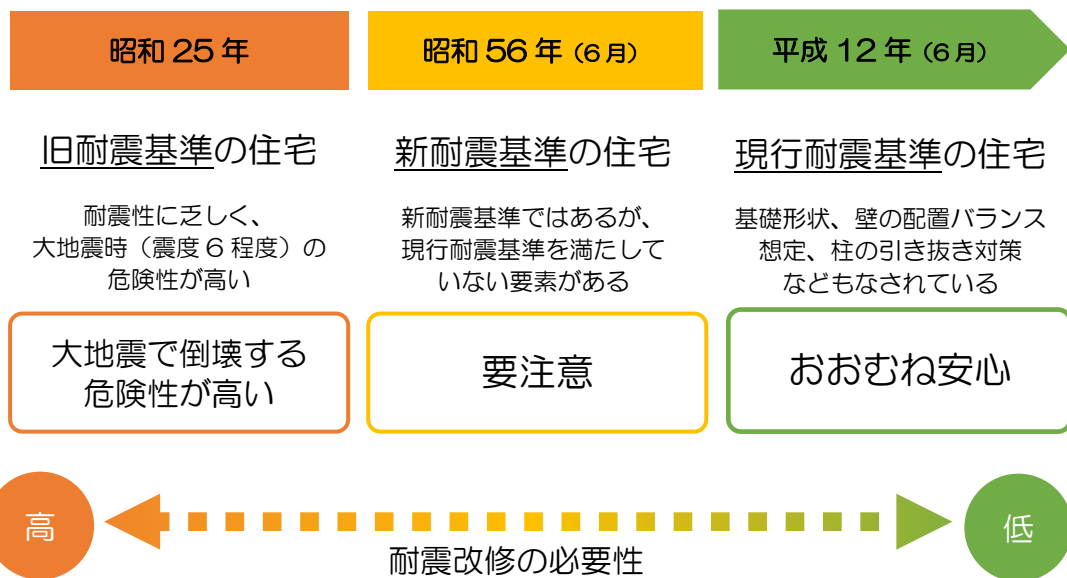
いざという時に備えて！

## 住宅の耐震改修を補助します！

町では、一定の要件を満たした住宅の耐震改修工事に対して補助を行っています。地震をはじめとした災害は忘れたころにやってくるもの。いざという時に備え、住宅の耐震化に取り組みましょう！

### 耐震基準とは？

国の建築基準法では、耐震基準についても定められています。建築基準法が定められた昭和 25 年当時の耐震基準が「旧耐震基準」。宮城県沖地震をきっかけに昭和 56 年 6 月に改正された耐震基準が「新耐震基準」。阪神淡路大震災を受け、平成 12 年 6 月に改正された耐震基準が「現行耐震基準」となっています。



町では、「旧耐震基準」で建てられた住宅の耐震改修工事に対して、最大 120 万円の補助を行っています。また、その他耐震化工事についても補助の対象となる場合があります。

## STEP 1：まずは耐震診断を受けましょう！

あなたの家が実際に地震にあった時に耐えられるかどうかは、専門家に家を診てもらって「耐震診断」を受けなければわかりません。

ただし、地震に対してどのくらい心配があるかについては、「誰でもできる我が家の耐震診断」の設問に答えるだけで、自己診断ができます。自己診断の結果、少しでも不安があったら、是非、専門家による耐震診断を受けましょう。

### POINT！ 住宅の耐震性能の基準は？

○建物の耐震性能を上部構造評点で評価します

1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上 1.0 未満	倒壊の可能性あり
0.7 未満	倒壊の可能性が高い



上部構造評点が 0.7 未満の場合は、耐震改修が必要とされています。

※評点はあくまで目安であり、1.0 未満であっても必ず今すぐに倒壊するわけではありません。また、1.0 以上であっても必ず倒れないと保証するわけではありません。



遊佐町木造住宅耐震診断士  
派遣事業を使えば、  
自己負担 1 万 4 千円で耐震  
診断を受けられるんだよ！

## STEP 2：補強計画、耐震補強設計を立てましょう！

耐震性がないと判断された場合、耐震改修の参考のために「補強計画」を作成し、改修箇所や概算工事費を算出します。

さらに設計事務所や工務店に依頼し、耐震診断や補強計画をもとに「耐震補強設計」を行います。この段階で、具体的な工事箇所や耐震改修費用を算出してもらいましょう。

## STEP 3：耐震改修を行いましょ！

耐震性を高めるために行われる耐震補強工事のことを「耐震改修」と呼びます。設計事務所や工務店に依頼し作成をした、耐震補強設計をもとに耐震改修を行いましょ。

「建物の耐震を補強する」と聞くと、柱の本数や太さを気にする方が多いと思いますが、実は耐震を強化する際に大切なのは「壁を強くする、こと」です。壁が少ない場合や配置が悪い場合は、壁を補強したり、柱と土台の結合部を金物でつなぎ補強したりします。



### POINT！ 耐震構造 6 つの基本

#### (1) 強い壁を増やす

- 大きな間口を縮小し、壁を追加する。  
今ある壁を強くする。 …など

#### (2) 壁をバランスよく配置する

- 平面では開口の多い側に壁を増やす。  
立面では上階の壁の直下に柱や壁を設ける。 …など

#### (3) 床や屋根を補強する

- 床や屋根面を固める。  
屋根を軽くする。 …など

#### (4) 柱・はり・筋交いなどをしっかり緊結する

- 柱脚金物、筋交いプレート、短冊金物を使う。 …など

#### (5) 土台や柱が腐らないようにする

- 腐朽素材は取り換える。  
足元回りの風通しを良くする。 …など

#### (6) 基礎を丈夫にする

- 無筋基礎に鉄筋コンクリート基礎で一体化する。 …など



耐震改修を行ったあとは、家具の固定も忘れずに行いましょ。家具の転倒による圧迫死の防止に繋がります。

## ◎耐震改修工事にもリフォーム支援金が利用できます！

	補助率	支援金上限額
①評点 1.0 以上	50%	120 万円
条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊佐町木造住宅耐震診断士派遣事業を利用した人のみ</li> <li>・評点 0.7 未満と判定された住宅を評点 1.0 以上に上げる</li> <li>・実績報告書を当該年度の 2 月 14 日までに提出する</li> <li>・改修を行える戸数に限りがある（申請前にご相談ください）</li> </ul>		
②減災対策工事	38 万円まで 80% 超える部分 12%	100 万円
対象工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震シェルターや防災ベッドの設置</li> </ul> 条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書を当該年度の 2 月 14 日までに提出する</li> </ul> （※補助率については年度により変更になることがあります）		
③住宅リフォーム	12%	100 万円
①にも②にも該当しない部分補強等が該当		

自分や大切な家族の命を守るため、近所の人の避難の妨げになることを防ぐためにも、耐震改修の検討をお願いします。

遊佐町役場 地域生活課 管理衛生係

〒999-8301

山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202

TEL : 0234-72-5883

FAX : 0234-72-3318

